

蓄熱式ウォームマット等購入助成要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、協会指定取扱店より蓄熱式ウォームマット等を購入する際、協会が代金の一部を助成することとし、もってアイドリング・ストップ運動の推進に努めることを目的とする。

(取扱品目)

第2条 蓄熱式ウォームマット等

(取扱期間)

第3条 毎年4月1日から翌年1月31日までとする。

(助成金の金額)

第4条 蓄熱式ウォームマット1枚につき10,000円とする。上限は20枚、200,000円。但し予算に達した時点で助成は終了とする。

(協会指定取扱店)

第5条 協会指定取扱店は、次のとおりとする。
山梨県トラック事業協同組合

(申込方法)

第6条 協会指定の用紙に必要事項を記入のうえ協会へ1部提出する。

(購入方法)

第7条 会員事業者は、協会印のある「蓄熱式ウォームマット等購入助成承認書」に助成額を差し引いた残額を添えて協会指定取扱店から直接購入する。

(精算方法)

第8条 協会指定取扱店は、購入者名・数量等を記入した請求書に協会印のある「蓄熱式ウォームマット等購入助成承認書」を添えて当月分を翌月10日までに協会に提出する。

協会は、協会指定取扱店からの請求書を精査のうえ当月末日に協会指定取扱店の指定口座へ送金する。

附則

平成12年7月11日制定
平成13年5月 9日一部改正
平成14年4月25日一部改正
平成15年6月 1日一部改正
平成16年3月26日一部改正
平成17年4月28日一部改正
平成18年4月26日一部改正
平成19年4月27日一部改正
平成20年4月 1日一部改正
平成21年4月28日一部改正
平成22年4月28日一部改正
平成23年4月25日一部改正
平成24年8月 1日一部改正
平成25年7月14日一部改正
平成26年8月 4日一部改正
平成27年6月25日一部改正
平成28年4月 1日一部改正
平成29年4月 1日一部改正
平成30年4月 1日一部改正
平成31年4月 1日一部改正
令和 2年4月 1日一部改正